

畜産環境対策総合支援事業（案）

第1 事業の内容

本事業は、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」において、温室効果ガスの排出削減、化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などの推進が掲げられている中、持続的な畜産物生産に向け、「堆肥の高品質化、ペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通による循環利用システムの構築」の推進や、畜産環境問題が畜産農家の生産意欲を抑制している現状に鑑み、温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援することで、畜産環境問題の解決を図ることを目的とする。事業内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助対象基準並びに補助率については、別表1及び別表2のとおりとする。

1 畜産堆肥流通体制支援事業

第2の1の事業実施主体が行う畜産農家等における好気性強制発酵による堆肥の高品質化など環境負荷低減の取組に対する理解醸成を図るための検討会の開催、情報発信、畜産農家等が高品質堆肥の流通等に取り組むにあたっての現状や課題を分析・把握するためのコンサルタントによる改善指導等の取組に必要な経費の一部について補助する。

2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

- (1) 第2の2の事業実施主体又は第3の取組主体が行う耕種農家における堆肥、液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、第3の取組主体が行う堆肥造粒機等の導入等に必要な費用の一部について補助する。
- (2) 第2の2の事業実施主体又は第3の取組主体が行う堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等に必要な費用の一部について補助する。
- (3) 第2の2の事業実施主体又は第3の取組主体が行う堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化に必要な費用の一部について補助する。
- (4) 第2の2の事業実施主体又は第3の取組主体が行う異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組に必要な費用の一部について補助する。

3 畜産・土づくり施設等導入支援事業

第3の取組主体が行う好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化等に係る施設等の整備又は補改修等に必要な費用の一部について補助する。

4 畜産環境対策推進体制支援事業

第2の2の事業実施主体が行う地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査に必要な経費の一部について補助する。

5 畜産環境関連施設等導入支援事業

第3の取組主体が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修に必要な費

用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

- 1 第1の1の事業実施主体は、畜産局長が別に定める公募要領により選定する公募選定団体とする。
- 2 第1の2から5までの事業実施主体は、地域の関係者が連携し一体となって本事業目的を達成するため、畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会であって、以下の全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 畜産を営む者が直接の主たる構成員であること。
 - (2) 当該協議会の規約が次の全ての事項を満たしていること。
 - ア 目的は、本事業の趣旨に沿った内容であること。
 - イ 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限る。

第3 取組主体

- 1 本事業の取組主体は、協議会の構成員である次の（1）から（11）までのいずれかの者とする。
 - (1) 畜産を営む者
 - (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - (4) 株式会社又は持分会社。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（3）又は（8））に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
 - (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会
 - (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人

- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (9) その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - (10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - (11) 地方公共団体
- 2 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践すること。
 - (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
 - (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

第4 施設等の貸付け

本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設等の貸付けは、第3の1の(2)から(4)まで又は(6)から(11)までのいずれかに該当する取組主体が、第3の1の(1)から(5)までのいずれか又は(10)に該当する者（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。
- (2) 施設等の貸付けに係る要件
 - ア (1)により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等は、貸付主体が自ら整備又は補改修した施設等、若しくは離農者等から買入れ補改修した施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること。
 - イ 貸付主体が本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。
 - ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

第5 事業の成果目標及び目標年度

本事業の成果目標及び目標年度は次のとおりとする。

1 成果目標

- (1) 第1の1、2及び4の事業実施主体は、第7の事業実施計画と整合の取れた定量的な成果目標を設定するものとする。ただし、第1の2の(1)のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合にあっては、第1の3の事業と同じ成果目標を設定するものとする。
- (2) 第1の3及び5の事業実施主体は、事業実施計画において、次の表の取組の区分に応じ、同表の成果目標と同等又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

取組の区分	成果目標
-------	------

堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組	取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする 1 堆肥又は液肥の生産量に占める販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 2 堆肥又は液肥の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の 10 ポイント以上の増加 いずれか1つの目標を選択
焼却灰の生産・流通に係る取組	取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物等を原料とする焼却灰の全量を、肥料原料として肥料業者に販売
悪臭低減に係る取組	事業場との敷地境界線上の臭気指数の 11%以上の低減（悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制地域外にあっては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる）
汚水処理に係る取組	事業場排水 10 当たりの硝酸性窒素等の 20%以上の低減、かつ水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に定める一般排水基準以下へ低減

2 目標年度

目標年度は、第 1 の 1、2 及び 4 の事業については事業完了年度とし、第 1 の 3 及び 5 の事業については、事業完了年度の翌々年度とする。ただし、第 1 の 2 の（1）のうち堆肥造粒機等の導入を行う場合及び（2）のうちクロピラリド検査機器の導入を行う場合にあつては、事業完了年度の翌々年度を目標年度とする。

第 6 事業の実施基準

- 1 次の取組及び費用等は、補助対象としない（別表 1 に定める場合を除く。）。
 - （1）取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組
 - （2）既存施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - （3）本事業以外に使用可能な汎用性のある運搬車両等の導入
 - （4）本体価格が 50 万円未満の機械等の導入又はリース導入に対する助成
 - （5）施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費。
 - （6）取組主体が畜産を営む者であつて、生産した堆肥等を利用することに対し、国の他の事業から補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び

「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- 6 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 7 本事業により整備する施設等と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 9 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 10 施設等の整備に当たっては、原則として別表1の補助率に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

第7 事業の実施等

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年月日付け農産第〇号、畜産第〇号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第6の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 第1の1の事業

- (1) 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。選定された事業実施主体は、要綱第9第1項に定める交付申請書を作成し、事業実施計画（別記様式第1号）

を添付し、農林水産大臣に提出するものとする。なお、交付申請書を提出した月の初日から行われる取組について補助の対象とする。この場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 事業実施計画の変更（要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）は、要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 第1の2から5までの事業

(1) 事業実施主体は、事業実施計画書（第1の2及び3の事業については別記様式第2号、第1の4及び5の事業については別記様式第3号）を作成するものとする。併せて取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めるチェックシートを作成し、事前に事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、都道府県知事が別に定める交付申請書に事業実施計画書を添付し、原則として市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合や、やむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合にあっては、市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

(3) (2)の提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)により提出された交付申請書について、事業の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画総括表（別記様式第4号）を作成し、要綱第9第1項に定める交付申請書に添付し、要綱別表で定める交付決定者に提出するものとする。

(5) 都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が要綱並びに本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。

(6) 事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）については、要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

3 費用対効果分析

事業の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 事業の着工等

(1) 第1の2から5までの事業実施主体は、交付決定後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 市町村長及び都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着手届の提出があつた場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第8 事業の実施状況の報告等

- 1 第1の2(堆肥造粒機等及びクロピラリド検査機器の導入を実施した事業主体に限る。)、3及び5の事業実施主体は、別記様式第6号により、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号に事業実施主体の事業実施状況の写しを添付の上、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業の評価及び推進指導

- 1 第1の1の事業実施主体は、別記様式第5号により、目標年度における成果目標の達成状況について自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告するものとする。
- 2 第1の2から5までの事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第7号により、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等による評価は、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2により提出を受けた内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、その評価を行うものとする。なお、検討会の開催に当たり、必要に応じ都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。
- 5 地方農政局長等は、畜産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 6 推進指導(第11の指導を含む。)は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせ

るものとする。

- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを畜産局長に報告するものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、要綱第21により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業完了年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

- (1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- (2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」という。）による売電を行わないこと。再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第4の施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事業費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に

行うものとする。

第 14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第 15 他の施策との関連

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

第 16 事務手続等

本事業の事務手続や補助対象経費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）を準用するものとする。

別表 1

補助対象経費	補助対象基準	補助率
<p>1 畜産堆肥流通体制支援事業</p> <p>(1) 環境負荷軽減の取組に対する畜産農家等の理解醸成等の促進を図るための検討会の開催に必要な経費</p> <p>(2) 環境負荷軽減に取り組む優良事例の収集・調査に必要な経費</p> <p>(3) 畜産農家等の理解醸成等を図るための情報発信に必要な経費</p> <p>(4) 高品質堆肥の生産等の技術的課題に対する専門家による現地指導等に必要な経費</p> <p>(5) 高品質堆肥の流通等の現状や課題に対するコンサルタントによる改善指導等に必要な経費</p>		<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>(1) 好気性強制発酵による堆肥の高品質化の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催等に必要な経費</p>	<p>以下の取組に必要な経費とする。</p> <p>1 協議会の開催</p> <p>2 堆肥等の成分分析</p> <p>3 堆肥等の試験提供</p> <p>4 堆肥造粒機等の導入（堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要と認められる機械の導入とする。）</p>	<p>1～3 定額</p> <p>4 1/2以内</p>

<p>(2) クロピラリド検査体制を構築するために必要な経費</p> <p>(3) 堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化に必要な経費</p> <p>(4) 異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組のために必要な経費</p>	<p>1 クロピラリド検査体制構築のための研修受講に必要な経費</p> <p>2 外部機関による堆肥中のクロピラリド検査に必要な経費</p> <p>3 クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の初動対応（法律相談）に必要な経費</p> <p>4 クロピラリド検査機器の導入 （「飼料及び堆肥に残留する除草剤（クロピラリド）の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル（第3版）」（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）又は「肥料等試験法」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）に基づき、堆肥中のクロピラリド残留濃度を分析できる機器とする。）</p> <p>取組主体が生産した堆肥を、飼料生産を行う異なる畜種の畜産農家に試験提供する取組に係る経費とする。 この際、堆肥等の試験提供を受けた畜産農家は、飼料生産に堆肥を活用することで、従前よりも化学肥料の使用量を低減させること。</p>	<p>1～3 定額</p> <p>4 1/2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>3 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p> <p>(1) 好気性強制発酵による堆肥等の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備又は補改修に必要な経費</p>	<p>1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の（1）から（4）までの要件を全て満たすことを要するものとする。</p> <p>（1）家畜排せつ物を原料として好気性強制発酵を用いて堆肥を生産する施設等とする。</p> <p>（2）整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売</p>	<p>1/2 以内</p> <p>（堆肥化処理施設については、基準事業費を 500 m²未満は 62 千円 / m²、）</p>

	<p>電するための発電に要する施設として利用しないこと。</p> <p>(3) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(4) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</p> <p>4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。</p> <p>5 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む。）、乾燥施設、堆肥調整保管施設、堆肥流通施設（堆肥の流通を促進するための袋詰、ペレット化等の設備を備えた施設）等）、液肥化処理施設（ばっ気槽、貯留槽、スラリータンク等）、衛生対策設備（車両消毒施設、車両洗浄施設、トラックスケール等とする。ただし、複数の畜産農家から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化処理施設に限る。）。</p> <p>(2) (1) の施設と一体的に整備する設備</p> <p>(3) (1) の施設と一体的に整備する機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る。））</p> <p>(4) (1) の施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は現状回復を行うことができるものとする。ただし、成果目標の達成のために必要な、最小限の範囲に限る。</p> <p>(5) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準につい</p>	<p>500 m²以上は59千円/m²、特認事業費を500 m²未満は80千円/m²、500 m²以上は76千円/m²とする。</p> <p>液肥化処理施設については、基準事業費を1,000 m³未満は48千円/m³、1,000 m³以上は23千円/m³、特認事業費を1,000 m³未満は62千円/m³、1,000 m³以上は29千円/m³とする</p>
--	---	--

	<p>て」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。</p> <p>(6) 廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいう。)については、これを交付対象経費から控除すること。</p> <p>6 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3)までを全て満たすものとする。</p> <p>(1) 5で整備する施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>(2) 堆肥又は液肥の水分調整、発酵、調整、ペレット化、の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。</p> <p>(3) 施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。</p> <p>7 堆肥・液肥の肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の堆肥需用者のニーズに合うものを販売すること。</p> <p>8 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。</p> <p>9 複数の畜産経営から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化処理施設の整備にあつては、畜産経営での家畜伝染病発生に備え、都道府県と協議の上、マニュアルを整備する等、病原体拡散防止措置及びまん延防止対策に十分配慮すること。</p> <p>10 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成 取組主体と肥料業者の長期利用供給協定等により、堆肥の販売が継続することが確実な場合であつて、5の整備又は補改修を行う取組主体に限る。</p>	<p>定額 (15千円/ t 以内)</p>
<p>(2) 家畜排せつ物等焼却ボイラー施設の整備に必要な経費</p>	<p>1 整備する施設等は、焼却灰を肥料原料として利用するための家畜排せつ物等焼却ボイラー施設及び一体的に整備する附帯設備とし、次の要件を全て満たすこと。</p>	<p>1/2 以内</p>

	<p>(1) 発生した焼却灰の全量を肥料原料として販売すること。</p> <p>(2) 取組主体と肥料業者間の長期利用供給協定等により堆肥の販売が継続することが確実であること。</p> <p>(3) 整備する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。</p> <p>(4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(5) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮すること。</p> <p>2 施設等の整備等に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮すること。</p> <p>3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。</p> <p>4 取組主体は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。</p> <p>5 施設と一体的に整備する設備は、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。</p>	
<p>4 畜産環境対策推進体制支援事業</p> <p>(1) 高度な畜産環境対策の推進を図るための協議会の開催に必要な経費</p> <p>(2) 臭気測定、水質検査に係る経費</p>		<p>定額</p> <p>定額</p>

<p>5 畜産環境関連施設等 導入支援事業</p> <p>高度な畜産環境対策を実施するための施設の整備 又は補改修に必要な経費</p>	<p>1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の要件を 全て満たすことを要するものとする。</p> <p>(1) 脱臭施設を整備又は補改修する場合は、畜舎、堆 肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法第4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(2) 汚水処理施設を整備又は補改修する場合は、当該 施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁 防止法に定める一般排水基準以下に処理し得る能力 を有すること。</p> <p>(3) 整備又は補改修する施設等は、資源循環型社会の 形成に資するとともに、周辺住民から理解を得られ る適正な規模及び処理能力を備えるものであり、再 生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売 電するための発電に要する施設として利用しないこ と。</p> <p>(4) 当該施設等を利用する経営体から発生する家畜排 せつ物を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>(5) 既存の施設等の設置位置、生産能力、稼働状況等 を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 施設等の整備又は補改修に当たっては、悪臭や水質 汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施 設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 取組主体は、資源循環型社会の形成や大気、水等の 環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や 臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連 する環境法令を遵守していること。</p> <p>4 整備又は補改修する施設等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>(2) 脱臭施設</p> <p>(3) (1) 及び (2) の施設と一体的に整備する設備</p> <p>5 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3) までを全て満たし、周辺環境への影響低減に直接関わ るものとする。</p> <p>(1) 4で整備する施設と併せて設置する設備であるこ と。</p>	<p>1/2 以内</p> <p>(汚水処理施 設について は、基準事業 費を 1,000 m³未満は 48 千円 / m³、 1,000 m³以上 は 23 千円 / m³、特認事業 費を 1,000 m³未満は 62 千円 / m³、 1,000 m³以上 は 29 千円 / m³とする。)</p>

	<p>(2) 汚水処理の設備に当たっては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。</p> <p>(3) 脱臭処理の設備に当たっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。</p> <p>6 施設の補改修に当たっては、原則として、交付対象となる施設等の整備後の耐用年数が5年以上であること。</p>	
--	---	--

別表 2

補助対象経費の細目等

畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産環境対策推進体制支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

なお、「機械装置等導入費」については、畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業のみ対象とする。また、畜産堆肥流通体制支援事業については、別に定める公募要領によるものとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	機械装置等導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要な機械の導入費 ・クロピラリド検査機器の導入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること ・電話等の通信費については、基本料を除く
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、分析機器、農業用機械、現地確認のための自動車等の借上経費	・事業実施に必要な期間に係る経費に限る
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費	・消耗品は物品受 払簿で管理すること
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバー利用料等の経費、広告・普及啓発に要する経費	
	研修受講費	事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	
	法律相談費	クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の法律相談に要する経費	
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、研修等に必要経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、取組主体に従事する者に対する謝金は認めない
委託費		事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的、効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

別添 1

畜産環境対策総合支援事業に係る採点基準

- 1 都道府県は、事業実施主体が作成した事業実施計画について精査し、別表 1 の補助対象基準に定める要件を満たしていることを確認するとともに、Ⅰ及びⅡの採点基準に基づき審査・採点を行い、適当であると認められる事業実施計画を取りまとめ、地方農政局等の求めに応じ提出するものとする。
- 2 地方農政局等は、都道府県から提出された事業実施計画について、必要に応じて都道府県に対してヒアリング等を行うものとする。
- 3 畜産局長は、都道府県から提出された事業実施計画について、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。ただし、同ポイントの事業実施計画が複数あった場合は、以下の（1）及び（2）の者を優先的に採択するものとする。
 - （1）費用対効果が高い者
 - （2）（1）により採択した結果、予算額に残余が生じた場合、要望額が少ない者
- 4 畜産局長は、事業実施計画の内容について指摘等がある場合は、事業実施主体に対し、指摘等を反映させた事業実施計画等を提出させることができることとする。なお、この場合にあっても、当初の採点を変更することは行わないものとする。
- 5 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合においては、採択しないものとする。
 - （1）過去 3 ヶ年に適化法第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消しを受けたことがある事業実施主体である場合。
 - （2）取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適切に行われ、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画になっていない場合。
 - （3）Ⅰの各評価項目について、「全く認められない：0点」と判断される項目が存在する場合。
 - （4）地域住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合。

I. 採点基準（共通）

採点基準	評価項目	評価の方法	配分基準	配点
1 有効性	（1）課題設定	<p>地域の実態についての現状分析（注）に基づいて、課題が正確に設定されているか。</p> <p>（注）</p> <p>1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業及び畜産・土づくり施設等導入支援事業においては、地域における家畜排せつ物の発生量や堆肥供給量、堆肥需用者の堆肥ニーズや需要量等</p> <p>2 畜産環境対策推進体制支援事業及び畜産環境関連施設等導入支援事業においては、畜産経営と宅地の混住化の程度や悪臭等に</p>	<p>十分認められる</p> <p>概ね認められる</p> <p>一部認められる</p> <p>全く認められない</p>	<p>5点</p> <p>3点</p> <p>1点</p> <p>0点</p>

		係る苦情発生状況、地域の水源環境への負荷等		
	(2) 目標の妥当性	現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか（地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過小な目標になっていないか）。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
2 実現性	(1) 計画の実現可能性	計画の実現可能性について、設定された課題を解決するため、各地域の実態を踏まえた固有の対応策として具体的かつ有効な方策であるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 協議会の組織体制	各構成員の役割や相互の連携について明確であり、事業遂行のために効果的な実施体制となっているか。また、事業遂行に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
3 効率性	(1) 予算計画の妥当性	協議会の活動規模、施設整備の規模、機能、利用方法が、事業実施計画で実施することとしている取組に照らして適切であるか。 unnecessary 活動内容や機能を有する施設整備の内容となっていないか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) スケジュールの妥当性	目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また、事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
4 公益性	(1) 地域の政策課題との整合性	事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく都道府県計画や、地域の環境基準等と整合しているか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 地域への波及	協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるような体制にあるか。	十分認められる 概ね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点

II 採点基準（施設等整備）

1 成果目標に係る基準

審査基準	評価の方法	配点
<p>1 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p>	<p>【堆肥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする堆肥について、生産量全体に占める (販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 (肥料業者への販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 <p>・次の（１）又は（２）の取組を行う事業実施計画については、それぞれ 3 点を加算できるものとする。</p> <p>（１）堆肥をペレット化する取組</p> <p>（２）広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬又は 100km 以上の運搬のいずれか運搬距離の長いもの。離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）においては海上輸送を伴うもの。）。</p> <p>【液肥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする液肥について、生産量全体に占める (販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点 (肥料業者への販売量の割合の増加) 10 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 点 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 3 点 	<p>最大 10 点 (ただし、焼却灰は最大 7 点)</p>

	<p>30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 点</p> <p>・液肥の広域流通（都道府県（北海道においては総合振興局）の境を超える運搬又は 100km 以上の運搬のいずれか運搬距離の長いもの。離島等においては海上輸送を伴うもの。）を行う取組にあつては、6 点を加算できるものとする。</p> <p>【焼却灰】 焼却灰の全量を、肥料原料として肥料業者に販売・・・・ 7 点</p>	
<p>2 畜産環境関連施設等導入支援事業</p>	<p>【浄化处理】 現状の事業場排水 10 当たりの硝酸性窒素等を 20%以上低減。</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 2 点 35%以上・・・・・・・・・・ 4 点 50%以上・・・・・・・・・・ 6 点 65%以上・・・・・・・・・・ 8 点 80%以上・・・・・・・・・・ 10 点</p> <p>・水質汚濁防止法等に基づく規制地域であつて、一般排水基準未達となる場合にあつては 0 点とする。</p> <p>【悪臭低減】 事業場との敷地境界線上の臭気指数を 11%以上低減。</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・ 2 点 17%以上・・・・・・・・・・ 4 点 22%以上・・・・・・・・・・ 6 点 28%以上・・・・・・・・・・ 8 点 33%以上・・・・・・・・・・ 10 点</p> <p>・悪臭防止法に基づく規制地域であつて、規制基準未達となる場合にあつては 0 点とする。</p> <p>・悪臭防止法に基づく規制地域外にあつては、臭気指数規制を導入している最寄りの指定地域における基準値に準ずる。</p> <p>※ 浄化处理及び悪臭低減の取組を実施する場合にあつては、両者のポイントの合計を 2 で除した点数（小数点以下は切り上げる）を採点に用いることとする。</p>	<p>最大 10 点</p>

2 加算事項

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づく計画の認定等に応じて、最大10点を加算することとする。

（実施計画の認定） 5点

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合又は令和5年までに認定を受ける見込みがある場合。

- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 基盤確立事業実施計画

（特定区域の設定） 5点

事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合。